

平成29年度 定期監査等の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 会計管理室

- 3 監査実施期間 平成29年 8月17日
- 4 監査結果報告 平成29年11月30日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【会計管理室】

<p>(1) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 時間外勤務が長期にわたって恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。これまでの監査でも改善を求めているが、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は日常業務の改革を基軸に、部下のより快適で文化的な生活の確保と、効率化推進によるコスト意識を常に強く持ち、強いリーダーシップで、早期に抜本的改善を講じること。</p>	
<p>ア 所属長は、職員の時間外勤務の実態やその原因を「自らの目で実査」して、不要や重複した業務の抽出、職員配置や業務分担の再確認等を行い、業務の集中と選択、配分バランスの改善等による時間外勤務の抜本的縮減を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日 所属長は、総時間外勤務を金額ベースで把握することで、コスト意識を強く持つとともに、職員への聞き取りにより時間外勤務の実態やその原因の把握に努めた。業務の効率化や事務分担の適正化を進めた結果、平成29年度の総時間外勤務時間数は2,391時間と、前年度の2,804時間に比べて約15%の縮減が図れた。今後も業務の改善や職場内での協力体制の強化に努め、時間外勤務の縮減を図っていく。</p> <p>【 継続努力 】 平成30年11月30日 所属長は、各職員の時間外勤務の実態を常に実査し、日々の事務執行の中で業務の必要性や作業のムダがないかの検討及び適切な業務分担への再確認を行った。なお、平成30年度の4月～10月の時間外勤務時間数は、前年同期と比べ約6%減少した。今後もコスト意識を強く念頭に置きながら、業務の効率化や職場内での協力体制の構築を進め、時間外勤務の縮減につなげていく。</p>

<p>イ 所属長は、職員の「心体両面からのケア」をよりきめ細かに見直し、その過程から把握した職員配置や業務内容の改善による時間外勤務の縮減の取組みを強化すること。併せて、先進都市四日市の職員として、「他都市に先んじた文化的生活」の拡充を図るべく、ノー残業デーの実施の増進や余暇活動の促進など、職場改善を再徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日 職員の時間外勤務の状況やその原因を詳細に把握し、業務の効率化や事務分担の適正化を進めることなどにより時間外勤務の縮減を図った。また、職員の健康の維持には細心の注意を払うとともに、朝礼の活用や積極的な声かけなどにより振替休日や年休のさらなる取得やノー残業デーの徹底を促していく。</p>
<p>ウ 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。【改善事項】 * 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【 措置済 】 平成30年 3月31日 平成28年度は繁忙期である出納整理期間(4月～5月)に、病休職員のフォローや人事異動による育成・指導に時間を要したことから、過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が発生した。 平成29年度は、年度末での支払書類の速やかな処理を各所属に呼びかけ、支払事務の集中化の抑制に努めるとともに、事務の簡素化や事務分担の適正化を図り、過労死の労災認定基準を上回る勤務状況の解消を行った。</p>
<p>エ 審査系の時間外勤務について、支払処理件数が非常に多く、人員増により時間外勤務縮減を図る必要があると考えられる。業務改善を徹底するとともに、支出命令件数、審査業務に要する時間数などの客観的なデータを算出し、説得力のある根拠に基づいた増員要求を検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日 支出命令件数、審査業務に要する時間数などの客観的なデータを算出し増員要求を行ったが、増員は実現しなかった。なお、審査するポイントを整理したことにより、平成30年度の4月～5月の時間外勤務時間数は、平成29年度の同時期に比べ約20%減少した。今後も業務の効率化や事務分担の適正化を進め、時間外勤務の縮減を図っていく。</p> <p>【 措置済 】 平成30年11月30日 審査系の各係員が時間外勤務の縮減を今年度の目標の一つに掲げ、審査するポイントを整理・合理化し、その基準を係内で共有することにより審査事務の効率化を推進した。 また、担当部局への支払事務の指導では、マニュアル等を示しつつ要点を説明することで、各課担当者の基本的な会計事務処理スキルの習熟を促し、審査係への軽易な問い合わせを減らす等、双方の事務の効率化を図った。こうした取り組みにより、平成30年度の4月～10月の時間外勤務時間数は、前年同期に比べ約40%減少した。</p>

<p>(2) 主要事業の目標設定と評価について ア 実地検査実施回数を目標として設定しているが、回数だけでなく、会計事務研修や実地検査の実施により、市役所全体で会計事務レベルの向上がどれだけ図れたかがわかる指標についても検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 1日 会計管理室で市役所全体で会計事務レベルの向上がどれだけ図れたかがわかる指標について検討した結果、定期監査における会計事務（収入事務、現金等の管理、支出事務、物品・備品管理）に関する1所属あたりの指摘件数を指標とし、会計事務研修や実地検査の実施により、2年前の同所属への指摘件数より減少させることを目標とした。業務棚卸における活動指標のほか、数値による組織目標にも同指標を設定し、取組を推進していくこととした。</p>
<p>イ 歳計現金運用利回りの定期預金金利比1.58倍を目標として設定しているが、平成28年度実績は大きく上回る3.55倍となっている。その要因は、マイナス金利政策の影響により、歳計現金の運用利回りは下がったが、大口定期預金の金利がそれよりも大幅に下落したことによるものである。目標との比較から当年度の事業の評価を行うのが難しくなっており、主要事業の目標として、より適切な指標となるよう見直しについて検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年11月30日 金利政策が変化する際にはわずかなタイムラグを生ずることはあるが、基本的に市場金利と本市の預託分の金利は連動するものである。 本市は、見積り合わせ等により、市場金利より少しでも高い利率で預託できるよう努めている。 歳計現金運用利回りの定期預金金利に対する比率は、本市の効率的運用の成果が倍率という形で客観的かつ具体的に把握できる指標であることから、主要事業の目標として適切であると判断したものである。</p>
<p>(3) 資金管理・運用について 現在、大部分の基金について繰替運用を行っているが、繰替運用せずに複数年預託するという運用方法の選択も可能であると考えられる。複数年での定期預金や譲渡性預金を組み合わせた運用など、効率的な資金運用方法について研究するとともに、その預託先についても、より利率の高い金融機関を選定できるように、財政経営課と協議しながら検討していくこと。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成30年 5月31日 平成30年度の基金運用について財政課と協議した結果、繰替運用は銀行縁故債相殺枠分のみとし、それ以外は基金から直接金融機関に預託することで、複数年での運用も可能とした。しかし、現在、超低金利が継続しており、譲渡性預金も含め10年程度の長期運用でないと金利の上乗せが見込めない状況となっている。 基金は取り崩しの可能性もあることや超低金利下での10年の金利固定は金利が上昇した局面において中途解約すると元本割れのリスクもあると思われることから、今年度は年度内での運用としているが、基金の一括運用など今後もより効率的な資金運用方法について研究するとともに、効率的な資金運用や預託先の拡大について、財政課と協議、検討していく。</p> <p>【措置済】 平成30年11月30日 来年度からの資金管理・運用では、定期預金や譲渡性預金より効率的な資金運用が見込まれる10年以上の長期及び超長期の債券購入やこれに伴う資金管理運用方針の改定などについて財政課と協議し、合意形成に至った。</p>

<p>(4) 指定金融機関について ア 指定金融機関として三重銀行を継続してきているが、二行制や輪番制を採用している市もある。他市の状況や考え方について調査し、指定金融機関を交代させる場合と一行制を継続させる場合のメリット、デメリットについて整理し、今後の方向性について十分検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年11月30日 県内各市や同格都市への調査や聞き取りにより、指定金融機関を交代させた場合のメリット、デメリットの整理を行った。交代制はコストに関して競争性を持たせたり、牽制ができるというメリットがあるものの、交代時の引継ぎに関する業務の増加などのデメリットがある。さらに本市の場合、市役所内支店があることで市民が来庁時に銀行での用件も済ませられるメリットも大きいと考えられるため、現在のところ、三重銀行から支店廃止の申し出がない限りは、一行制を継続させることが最善と考えられる。</p>
<p>イ 指定金融機関との1者単独随意契約について、価格が妥当かどうかについて検証するため他の金融機関から見積書を徴取し、必要に応じて価格交渉に利用すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 1日 公金関係の委託契約については、指定金融機関が行っている公金の取りまとめ業務に密接に関連している業務であり、指定金融機関に委託することで迅速な処理が可能で、本市の収納システムや財務会計システムに最短で反映できる。 他の金融機関では、収納データの反映が2日以上遅れ、市民サービスの低下や、速やかな月次処理や決算調製等の業務に多大なる支障をきたすことになり、指定金融機関と同等の要求水準での見積書は徴取できない。 なお、契約更新にあたっては、同格都市の事例をバックデータとして把握することで、価格の妥当性を検証し、適切な価格交渉を行っていく。</p>
<p>(5) 金融機関実態調査について 市内の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関のうち17金融機関の経営実態の調査・分析を業者に委託し、書面にて報告を受けている。市全体で適切な資金管理・運用ができるよう、上下水道局や市立四日市病院へも情報提供すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 2月13日 平成29年度は、調査会社から8月と2月の年2回報告を受けている17金融機関の経営実態の調査・分析結果を、上下水道局及び市立四日市病院へ情報提供した。今後も報告の都度、上下水道局及び市立四日市病院へ情報提供を行い、市全体として適切な資金管理・運用ができるように努めていく。</p>
<p>(6) 定期支払システムについて 定期支払システムの利用は、各課の事務の軽減だけでなく、会計管理室の書類の審査に係る事務の軽減も図ることができる。各課及び業者に対し、定期支払システムの利用について改めて周知徹底し、利用促進を図ること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月30日 定期支払について行政内部システム内の会計事務Q&Aに掲載することにより周知しており、併せて歳出実地検査のときなど折に触れて定期支払の利用を促した。平成30年4月時点の登録数は122件となり、前年度と比べて7%の増加となった。今後も事務の軽減を図るため、継続的に周知していく。</p>

<p>(7) 適正な会計事務の指導・徹底について 会計事務に関するマニュアルの整備や、会計事務研修会の開催等行っているにも関わらず、会計関係書類の不備が全庁的に多く見受けられる。適正な会計処理方法の周知だけでなく、職員の意識を高めるための具体的な取り組みについても検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日 各課への実地検査等において、その場での不備を指導するだけでなく、具体的な事例を踏まえ会計事務の必要性や重要性を説明して、厳正な事務執行への職員の意識の醸成とスキル向上に努めていく。 また、会計処理上特に注意すべき事項が生じたときは、速やかに庁内掲示板に掲載して全庁的に周知し、注意喚起を行っていく。</p>
	<p>【 措置済 】 平成30年11月30日 平成30年度からは、前年度の実地検査で不適切な事務処理が多かった所属の再検査を実施し、改善状況を確認するとともに、改善が不十分な事務については、その意義や重要性を丁寧に説明し、改善方策の提案をするなどの指導・支援を行った。 また、早急に改善すべき重要な会計処理誤りがあった場合は、直ちに当該出納員に対し、課員への適正な事務処理方法の周知と再発防止の徹底を指示した。</p>
<p>(8) 会計事務Q&Aの掲載について 行政内部システム内に会計事務Q&Aの掲載を行っているが、様々な処理ケースに職員が対応できるように、内容を随時更新し、実地検査で指摘の多い項目や問い合わせの多い項目を追加して掲載すること。 【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成30年 3月23日 会計事務Q&Aについて、内容を現時点のものに更新するとともに、実地検査等で指摘や質問の多い項目も追加して掲載した。また、更新したことを会計事務研修会において周知した。今後も、定期監査や実地検査での指摘等を踏まえ、内容の追加、更新を行っていく。</p>